

特定金属くず買受業 に関するガイドブック

令和8年6月

鳥取県警察本部
生活安全企画課 許可指導係
TEL0857-23-0110

この法律の目的

- 盗難特定金属製物品の
処分の防止等に関する法律
(通称:金属盗対策法)

特定金属製物品の窃取の防止

特定金属くずとは

- 銅製の金属くず
法律で定める金属は、現在、銅のみ
銅線、銅板、銅管などが対象
今後、政令で鉄やアルミが特定金属くずに定められる可能性はあり
- 銅の占める重量又は価格が、
2分の1以上であれば特定金属くずに該当

特定金属くずと古物

○ 特定金属くず

本来の用法に従って使用することが不可能になったもの

○ 古物

本来の目的に従って使用できるもの

特定金属くずと古物を両方扱う場合は、
特定金属買受業の届出と古物営業の許可が必要です。



エアコンと室外機を
セットで買い受ける
なら古物に該当する
場合もあり

届出の窓口

- 特定金属くず買取業を営もうとする場合は、
開始の

前日までに営業所を管轄する
公安委員会（警察署）へ届出

オンラインでの届出も可能

- ~~○ 現在、既に、特定金属くず買受業を営んで
いる場合は、令和8年8月31日までに届出~~

無届営業は罰則あり

届出に必要な書類

- 届出開始届出書
警察署で配布
県警ホームページに様式掲載
- 「営業所」の図面と「金属くずの全ての保管場所」の図面
「営業所」と「保管場所の位置関係」が分かる略図
個人営業の場合は住民票の写し
法人営業の場合は定款・登記事項証明書
代表取締役等の住民票の写し
住民票の写しは本籍又は国籍記載のもの
- 手数料なし



届出時は、電子メールアドレスの記載をお願いします。防犯情報を還元します。

営業所が複数ある場合

営業所ごとに開始届が必要

- 初めて届出をする場合は、
一つの営業所を管轄する警察署で
まとめて届出可能
- 届出後、新たに営業所を設ける
場合は、営業所を管轄する警察署
へ届出

氏名等の表示

- 書類に不備がなく届出を受理した場合は、警察署担当者から、届出番号を通知

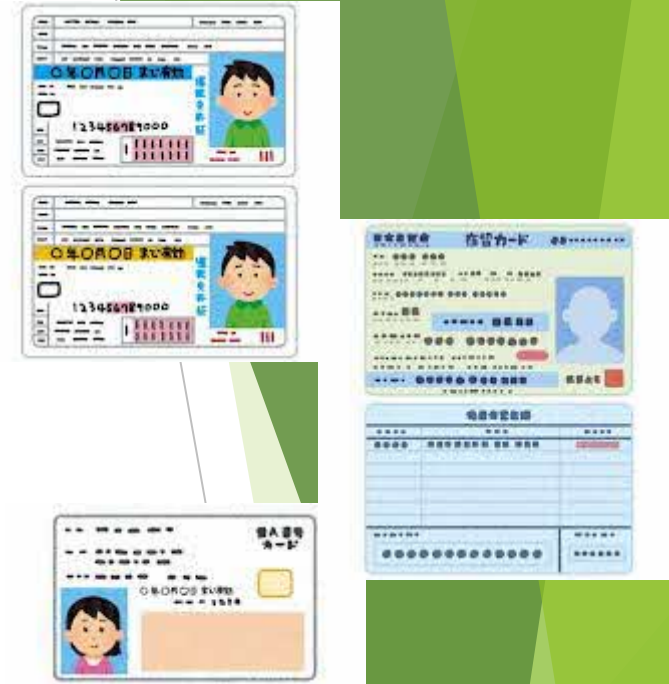
特定金属くず買受業	
開始届出書を提出した 公安委員会	鳥取県 公安委員会
届出番号等 例→	第 1 2 3 4 - 9 9 9 9 号
氏名又は名称	
営業所の名称	

必要事項を記載し営業所の見やすい場所とウェブサイトに掲示すること。

従業員が5人以下、ウェブサイトがない場合は、掲示を省略可能

本人確認記録の作成・保存（個人の場合）

- 特定金属くずを買い受ける場合は、顔写真付きの身分証で本人を特定
(氏名・住所・生年月日を確認)
外国人の場合は旅券等を確認
- 身分証はコピー又は電子データで 3 年間保存
本人確認記録は、確認者・確認日時を記載し、直ちに作成
- 立入検査の際、本人確認記録を確認します。



※マイナンバーカードの場合、券面裏のマイナンバーは不要

本人確認記録の作成に猶予期間はなく、令和8年6月1日から実施してください。

本人確認記録の作成・保存（法人の場合）

- 特定金属くずを持ち込みした人の本人確認に加え、登記事項証明書、印鑑登録証明書、車検証、納税証明書等で法人を特定（名称、本店若しくは営業所の所在地を確認）
- 登記事項証明書等のコピー又は電子データで3年間保存
- 立入検査の際、本人確認記録を確認します。



本人確認記録の作成に猶予期間はなく、令和8年6月1日から実施してください。

非対面の本人確認

- 非対面において本人確認を実施する場合は、
特定金属くず買受業を営む者が提供するソフトウェアにより
リアルタイムビデオ通話により、
相手方の写真付きの本人確認書類や
容貌を確認すること
自社サイトやアプリにICチップ情報と
容貌を送信させ、AI突合するなどして
相手方を特定して取引すること
- 本人確認書類で提示された住所宛に
受付票や見積書を簡易書留などを転送不要郵便
で送付し、相手方を特定し取引すること

本人確認記録作成の例外

- 過去に取引があり、買受代金をその者の口座に振込した場合、2回目以降の取引において、本人確認不要
- 2回目以降とは、社員証の提示、社名の入ったトラック、顔見知り等の場合
- 特定金属くず買受業を営む者が特定金属くずを輸入するとき、本人確認不要

現金支払いの場合は、都度本人確認が必要です。

本人確認は買取代金の支払時点までに必ず実施する必要があります。

取引記録の作成・保管

- 規定された取引記録の様式はありません。

記録しておくべき事項

- ☐ 取引日時 ☐ 担当者
- ☐ 相手方の氏名又は名称、本人確認書類の種別
- ☐ 買い受けた特定金属くずの特徴
(銅線・銅板等、写真を撮影する方法も可能)
- ☐ 買い受けた重量
- ☐ 買受代金の支払方法（現金・口座振込等）・金額

口座振込の場合は、金融機関名・口座番号・口座名義

- 保存は紙媒体又は電子データで **3年間**



警察官への申告

- 一度に大量の特定金属くずが持ち込まれる等、盗品の疑いがある場合
- 有効期限切れ等、本人確認書類に、不自然な点がある場合
- 営業所を管轄する警察署又は
1 1 0 番により通報

届出事項変更・廃止の届出

- 届出事項変更の場合
変更事項を証明する住民表の写し等を添付のうえ
届出 **14日以内**
登記事項証明書を添付する場合は**20日以内**
- 変更届出書・廃止届出書
警察署で配布
県警ホームページに様式掲載
- 手数料なし

営業所の所在地が変更になった場合や、届出行った個人が死亡した場合や会社が消滅した場合は、廃止の届出を行った上で新たに開始の届出を行うこと。

報告徴収と立入検査

- 本人確認や取引記録に不備が認められる場合等、必要により、報告や資料の提出を求めることがあります。
- 立入検査の際は、営業所の責任者等の立会いを得て行います。
- 立入検査は、営業時間中に行います。
- 立入検査は、営業所だけでなく、保管場所も行います。

禁止事項・罰則

- 営業停止命令違反
1年以下の拘禁刑
若しくは
100万円以下の罰金

例えば、

本人確認を行っていない

取引記録を作成していないなど

法令を遵守していないと認められる場合

禁止事項・罰則

- 虚偽届出
- 変更届出義務違反
- 虚偽報告

30万円以下の罰金

禁止事項・罰則

- 名義貸し違反
- 営業開始届出義務違反

6月以下の拘禁刑
若しくは
100万円以下の罰金

行政処分

- 法律の規定に違反があった場合
行政処分の対象となります。

指示

営業停止命令